

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

海外経済協力勘定

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条に定める海外経済協力業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、前中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）の海外経済協力勘定中間財務諸表について、証券取引法第 193 条の 2 の規定に準じて、また、当中間会計期間（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 19 年 9 月 30 日）の海外経済協力勘定中間財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書


平成19年12月21日

国際協力銀行
総裁 田波耕治殿

新日本監査法人


指定社員
業務執行社員

公認会計士

高尾幸治 


指定社員
業務執行社員

公認会計士

菅原和信 

指定社員
業務執行社員

公認会計士

森本哲也 

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定中間貸借対照表、海外経済協力勘定中間損益計算書、海外経済協力勘定中間株主資本等変動計算書及び海外経済協力勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

海外経済協力勘定中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第9期中間会計期間末 貸借対照表 (平成19年9月30日)		第8期末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	32,926	0.30	96,123	0.87	68,258	0.62
有 価 証 券	114,040	1.04	104,175	0.94	109,275	0.98
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	10,834,846	99.03	10,869,360	98.42	10,940,343	98.69
そ の 他 資 産	70,037	0.64	60,690	0.55	62,913	0.57
有 形 固 定 資 産 10	6,581	0.06	6,485	0.06	6,603	0.06
無 形 固 定 資 産	1,479	0.01	1,424	0.01	1,334	0.01
貸 倒 引 当 金	118,604	1.08	94,475	0.86	102,897	0.93
資 産 の 部 合 計	10,941,308	100.00	11,043,784	100.00	11,085,830	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第9期中間会計期間末 貸借対照表 (平成19年9月30日)		第8期末 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券	9,999	0.09	-	-	-	-
借 用 金	3,808,340	34.81	3,551,898	32.16	3,714,803	33.51
そ の 他 負 債	16,074	0.15	18,095	0.17	14,105	0.13
賞 与 引 当 金	368	0.00	381	0.00	390	0.00
退 職 給 付 引 当 金	6,200	0.06	6,166	0.06	6,148	0.06
負 債 の 部 合 計	3,840,983	35.11	3,576,542	32.39	3,735,446	33.70
株 主 資 本	7,100,325	64.89	7,467,241	67.61	7,350,383	66.30
海外経済協力勘定資本金	7,085,044		7,231,508		7,231,508	
利 益 剰 余 金 11	15,280		235,733		118,875	
そ の 他 利 益 剰 余 金	15,280		235,733		118,875	
海外経済協力勘定積立金	166,062		305,464		166,062	
繰 越 利 益 剰 余 金	150,781		69,731		47,187	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	-	-	-	-	-	-
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-	-	-	-	-
純 資 産 の 部 合 計	7,100,325	64.89	7,467,241	67.61	7,350,383	66.30
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,941,308	100.00	11,043,784	100.00	11,085,830	100.00

海外経済協力勘定中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第8期中間会計期間 損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		第9期中間会計期間 損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		第8期 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	123,721	100.00	136,855	100.00	247,579	100.00
資金運用収益	123,492		122,242		246,837	
(うち貸出金利息)	(121,441)		(116,817)		(240,025)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,048)		(5,282)		(6,781)	
役務取引等収益	190		246		560	
その他業務収益	-		21		23	
その他経常収益 1	39		14,345		157	
経 常 費 用	45,352	36.66	38,392	28.05	96,298	38.90
資金調達費用	40,153		32,742		81,141	
役務取引等費用	840		763		3,874	
その他業務費用	17		-		10	
営業経費用 2	4,341		4,604		9,773	
その他経常費用 3	0		282		1,497	
経 常 利 益	78,369	63.34	98,463	71.95	151,281	61.10
特 別 利 益	22,373	18.08	18,425	13.46	53,085	21.44
政府交付金収入 4	15,000		10,000		30,000	
その他 5	7,373		8,425		23,085	
特 別 損 失	8	0.00	31	0.02	37	0.01
中 間 (当 期) 純 利 益	100,734	81.42	116,857	85.39	204,329	82.53

海外経済協力勘定株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 の部 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	7,065,644	111,324	196,778	85,454	6,980,190	-	-	6,980,190
中間会計期間中 の変動額								
海外経済協力 勘定資本金増減	19,400	-	-	-	19,400	-	-	19,400
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	54,737	54,737	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	100,734	100,734	100,734	-	-	100,734
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中 の変動額合計	19,400	54,737	45,996	100,734	120,134	-	-	120,134
平成18年9月30日 残高	7,085,044	166,062	150,781	15,280	7,100,325	-	-	7,100,325

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 の部 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日 残高	7,231,508	166,062	47,187	118,875	7,350,383	-	-	7,350,383
中間会計期間中 の変動額								
海外経済協力 勘定資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	139,401	139,401	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	116,857	116,857	116,857	-	-	116,857
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中 の変動額合計	-	139,401	22,544	116,857	116,857	-	-	116,857
平成19年9月30日 残高	7,231,508	305,464	69,731	235,733	7,467,241	-	-	7,467,241

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(金額単位:百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	海外経済 協力勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		海外経済 協力勘定 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	7,065,644	111,324	196,778	85,454	6,980,190	-	-	6,980,190
事業年度中の変動額								
海外経済協力 勘定資本金増減	165,864	-	-	-	165,864	-	-	165,864
海外経済協力 勘定積立金繰入	-	54,737	54,737	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	204,329	204,329	204,329	-	-	204,329
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額 合計	165,864	54,737	149,591	204,329	370,193	-	-	370,193
平成19年3月31日 残高	7,231,508	166,062	47,187	118,875	7,350,383	-	-	7,350,383

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入を行っております。

海外経済協力勘定中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	第9期中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	第8期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間(当期)純利益		100,734	116,857	204,329
減価償却費		315	348	651
貸倒引当金の増減()額		6,552	8,421	22,259
賞与引当金の増減()額		19	8	2
退職給付引当金の増減()額		59	18	111
資金運用収益		123,492	122,242	246,837
資金調達費用		40,153	32,742	81,141
有価証券関連損益()		13	13,989	1,436
為替差損益()		7	23	33
有形固定資産処分損益()		7	27	33
貸出金の純増()減		108,795	70,983	3,298
債券の純増減()		-	-	10,000
借入金の純増減()		211,879	162,904	305,417
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減		21,462	47,150	186
資金運用による収入		123,300	124,626	253,676
資金調達による支出		40,416	28,799	83,452
その他		903	102	730
営業活動によるキャッシュ・フロー		31,457	38,037	124,086
. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		125	21	135
有価証券の売却等による収入		5,066	19,121	8,443
有形固定資産の取得による支出		71	68	273
無形固定資産の取得による支出		85	286	116
有形固定資産の売却による収入		1	5	6
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,785	18,752	7,925
. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
政府出資の受入れによる収入		19,400	-	165,864
財務活動によるキャッシュ・フロー		19,400	-	165,864
. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額		7,271	19,285	49,703
. 現金及び現金同等物の期首残高		17,865	67,569	17,865
. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		10,594	48,283	67,569

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成 11 年法律第 35 号)第 41 条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の 2 つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引はありません。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年 (会計方針の変更) 平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年で均等償却しておりま	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年

	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
		す。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。	(2) 賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。

	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
	<p>(3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3)退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 7,100,325 百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 21 号平成 18 年 9 月 8 日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行差金は 0 百万円、「債券」は 0 百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は 7,350,383 百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 21 号平成 18 年 9 月 8 日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度末から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表への影響はありません。</p> <p>なお、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p>

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>
<p>の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <hr/>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び 7 月 4 日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<hr/>

表示方法の変更

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号 平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後 開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、 当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「海外経済協力勘定積 立金」及び「中間未処分損失」は、「その他利益剰余金」の「海 外経済協力勘定積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示し ております。</p> <p>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3)「その他資産」に含めて表示したソフトウェアは、「無形固 定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間貸借対照表の「動産 不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分された ことに伴い、「有形固定資産処分損益()」等として表示して おります。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の 取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」 は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しており ます。</p>	<hr/>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 76,460 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 183,665 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 76,876 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,900 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法及び商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 76,876 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 185,191 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債</p>

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日
<p>権額の合計額は 260,126 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 18 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,252,609 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、183,665 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 96,611 百万円）となっております。</p> <p>7 . 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しており</p>	<p>権額の合計額は 259,777 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 19 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,240,837 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、182,900 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 103,458 百万円）となっております。</p> <p>7 . 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しており</p>	<p>権額の合計額は 262,068 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 18 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,246,893 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、185,191 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 101,267 百万円）となっております。</p> <p>7 . 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しており</p>

第 8 期中間会計期間末 平成 18 年 9 月 30 日	第 9 期中間会計期間末 平成 19 年 9 月 30 日	第 8 期末 平成 19 年 3 月 31 日
<p>ます。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 18 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、168,017 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1 . から 5 . に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 担保に供している資産はありません。</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,512,591 百万円であります。</p> <p>10 . 有形固定資産の減価償却累計額 5,063 百万円</p> <p>11 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p>	<p>ます。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 19 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 19 年 9 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高額は、120,807 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1 . から 5 . に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 同 左</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,413,226 百万円であります。</p> <p>10 . 有形固定資産の減価償却累計額 4,652 百万円</p> <p>11 . 同 左</p>	<p>ます。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 19 年 3 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国であります。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成 19 年 3 月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高額は、144,968 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1 . から 5 . に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8 . 同 左</p> <p>9 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内かつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,656,740 百万円であります。</p> <p>10 . 有形固定資産の減価償却累計額 4,655 百万円</p> <p>11 . 同 左</p>

(中間損益計算書関係)

<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)</p>												
<p>1. _____</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 571 526 649"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>133 百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>181 百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p> <p>4. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 15,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>5. その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益 6,552 百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	133 百万円	無形固定資産	181 百万円	<p>1. その他経常収益には株式等売却益 14,307 百万円を含んでおります。</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="638 571 1005 649"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>152 百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>195 百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には株式等償却 282 百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 10,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>5. その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益 8,421 百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	152 百万円	無形固定資産	195 百万円	<p>1. _____</p> <p>2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1117 571 1484 649"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>294 百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>357 百万円</td> </tr> </table> <p>3. _____</p> <p>4. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 30,000 百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入(特別利益)として計上しております。</p> <p>5. その他の特別利益には、貸倒引当金戻入益 22,259 百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	294 百万円	無形固定資産	357 百万円
有形固定資産	133 百万円													
無形固定資産	181 百万円													
有形固定資産	152 百万円													
無形固定資産	195 百万円													
有形固定資産	294 百万円													
無形固定資産	357 百万円													

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第9期中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	第8期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 32,926 百万円 当座預け金 (日銀を除く) <u>22,332 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>10,594 百万円</u>	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 96,123 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金 <u>47,840 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>48,283 百万円</u>	現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 68,258 百万円 当座預け金 (日銀を除く) <u>689 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>67,569 百万円</u>

(リース取引関係)

第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)																																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>233 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>192 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>426 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>148 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>115 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>263 百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>85 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>76 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>162 百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>103 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>63 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>167 百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>53 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>50 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息方法によっております。 	取得価額相当額		動産	233 百万円	その他	192 百万円	合計	426 百万円	動産	148 百万円	その他	115 百万円	合計	263 百万円	動産	85 百万円	その他	76 百万円	合計	162 百万円	1 年内	103 百万円	1 年超	63 百万円	合計	167 百万円	支払リース料	53 百万円	減価償却費相当額	50 百万円	支払利息相当額	2 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>341 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>302 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>644 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>223 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>165 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>389 百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>118 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>136 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>255 百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>106 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>151 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>258 百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>75 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>72 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息方法によっております。 	取得価額相当額		動産	341 百万円	その他	302 百万円	合計	644 百万円	動産	223 百万円	その他	165 百万円	合計	389 百万円	動産	118 百万円	その他	136 百万円	合計	255 百万円	1 年内	106 百万円	1 年超	151 百万円	合計	258 百万円	支払リース料	75 百万円	減価償却費相当額	72 百万円	支払利息相当額	2 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>250 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>208 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>458 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>180 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>135 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>316 百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>69 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>72 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>142 百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1 年内</td><td>90 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>55 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>145 百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>108 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>103 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>3 百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息方法によっております。 	取得価額相当額		動産	250 百万円	その他	208 百万円	合計	458 百万円	動産	180 百万円	その他	135 百万円	合計	316 百万円	動産	69 百万円	その他	72 百万円	合計	142 百万円	1 年内	90 百万円	1 年超	55 百万円	合計	145 百万円	支払リース料	108 百万円	減価償却費相当額	103 百万円	支払利息相当額	3 百万円
取得価額相当額																																																																																																		
動産	233 百万円																																																																																																	
その他	192 百万円																																																																																																	
合計	426 百万円																																																																																																	
動産	148 百万円																																																																																																	
その他	115 百万円																																																																																																	
合計	263 百万円																																																																																																	
動産	85 百万円																																																																																																	
その他	76 百万円																																																																																																	
合計	162 百万円																																																																																																	
1 年内	103 百万円																																																																																																	
1 年超	63 百万円																																																																																																	
合計	167 百万円																																																																																																	
支払リース料	53 百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	50 百万円																																																																																																	
支払利息相当額	2 百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	341 百万円																																																																																																	
その他	302 百万円																																																																																																	
合計	644 百万円																																																																																																	
動産	223 百万円																																																																																																	
その他	165 百万円																																																																																																	
合計	389 百万円																																																																																																	
動産	118 百万円																																																																																																	
その他	136 百万円																																																																																																	
合計	255 百万円																																																																																																	
1 年内	106 百万円																																																																																																	
1 年超	151 百万円																																																																																																	
合計	258 百万円																																																																																																	
支払リース料	75 百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	72 百万円																																																																																																	
支払利息相当額	2 百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	250 百万円																																																																																																	
その他	208 百万円																																																																																																	
合計	458 百万円																																																																																																	
動産	180 百万円																																																																																																	
その他	135 百万円																																																																																																	
合計	316 百万円																																																																																																	
動産	69 百万円																																																																																																	
その他	72 百万円																																																																																																	
合計	142 百万円																																																																																																	
1 年内	90 百万円																																																																																																	
1 年超	55 百万円																																																																																																	
合計	145 百万円																																																																																																	
支払リース料	108 百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	103 百万円																																																																																																	
支払利息相当額	3 百万円																																																																																																	

第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 9 期中間会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	第 8 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
2 . オペレーティング・リース取引 ・ 未経過リース料 1 年内 1 百万円 <u>1 年超</u> 0 百万円 合計 1 百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。	2 . オペレーティング・リース取引 ・ 未経過リース料 1 年内 0 百万円 <u>1 年超</u> - 合計 0 百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。	2 . オペレーティング・リース取引 ・ 未経過リース料 1 年内 1 百万円 <u>1 年超</u> - 合計 1 百万円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	114,040
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	110,804
非上場外国株式	1,987
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	1,248

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	104,175
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	102,921
非上場外国株式	65
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	1,188

前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	109,275
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	107,181
非上場外国株式	814
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	1,279

(金銭の信託関係)

- 前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
- 当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
- 前事業年度末（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

- 前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
- 当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
- 前事業年度末（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

- 前中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
- 当中間会計期間末（平成19年9月30日現在）
該当ありません。
- 前事業年度末（平成19年3月31日現在）
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。